

## 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省健康・生活衛生局  
食品監視安全課輸入食品安全対策室

### 1. 改正の趣旨

- 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 27 条の規定により、販売の用に供し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装（以下「食品等」という。）を輸入しようとする者は、その都度厚生労働大臣に届け出なければならないこととされている。
- 食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 32 条第 4 項から第 6 項までにおいて、施行規則別表第 12 に定める食品等について、同一の製品又はこれに準ずるものを繰り返し輸入する場合には、輸入者が、輸入計画を記載した輸入届出書の提出を行っているときは、当該提出をもって、それぞれの食品等に係る輸入届出書の提出に代えることができることとしている。
- また、施行規則第 32 条第 7 項において、厚生労働大臣は、法第 27 条の規定に基づく届出について、電子情報処理組織を使用して行わせることができることとしている。  
一方で、施行規則第 32 条第 9 項において、電子情報処理組織を使用して届出を行う者は、施行規則別表第 12 に定める食品等を繰り返し輸入する場合に、輸入計画を記載した輸入届出書の提出をもって、それぞれの食品等に係る輸入届出書の提出に代えることができないこととしていたところ。
- 今般、輸入計画を記載した輸入届出書についても、電子情報処理組織を使用して適切に提出することが可能となるよう、輸入食品の監視に係るシステムの改修を行い、令和 7 年 10 月 12 日から運用を開始することから、施行規則について所要の改正を行う。

### 2. 改正の概要

- 施行規則第 32 条第 9 項を削る。
- その他所要の改正を行う。

### 3. 根拠条項

- 法第 27 条（法第 68 条第 1 項において準用する場合を含む。）

### 4. 施行期日等

- 公布日：令和 7 年 10 月上旬（予定）
- 施行期日：令和 7 年 10 月 12 日